第二十条の五	対外旅客定期航路事業変更届出書	外航貨客定期航路事業変更届出書
第二十条の七	対外旅客定期航路事業承継申請書	外航貨客定期航路事業承継申請書
第二十条の八	対外旅客定期航路事業廃止届出書	外航貨客定期航路事業廃止届出書

2　第二十条の六の規定は、外航貨客定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするものを除く。）について準用する。

第二款　貨物専用定期航路事業

第一目　内航貨物専用定期航路事業

第二十一条の七　第七条の二及び第二十一条の四の規定は、内航貨物専用定期航路事業について準用する。　（新設）

第二目　外航貨物専用定期航路事業

（外航貨物専用定期航路事業の届出）

第二十一条の八　法第二十条の二第一項の規定により外航貨物専用定期航路事業の開始の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した外航貨物専用定期航路事業開始届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。　（新設）

一　住所及び氏名

二　航路の名称

三　運航開始予定期日

四　航路の起点、寄港地及び終点（航路図をもつて明示すること。）

五　使用船舶の明細（第十号様式による。）

六　運航回数（運航が特定の時季に限られているものにあつては、その運航の時季を含む。）

七　起点、寄港地及び終点における営業所及び代理店の名称及び所在地

（事業の変更の届出）

第二十一条の九　法第二十条の二第一項の規定により前条の外航貨物専用定期航路事業開始届出書に記載した事項の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した外航貨物専用定期航路事業変更届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。　（新設）

一　住所及び氏名

二　変更しようとする事項（前条各号に規定する事項の新旧（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）

三　運航回数を一時的に変更する場合には、その実施の期間

四　変更の理由

（事業の廃止の届出）

第二十一条の十　法第二十条の二第二項の規定により外航貨物専用定期航路事業の廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した外航貨物専用定期航路事業廃止届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。　（新設）

一　住所及び氏名

二　廃止の届出に係る航路の名称

三　廃止の年月日